

令和5年度第1回
杉並区まちづくり景観審議会
会議記録

令和5年(2023年)8月21日(月)

会議名		令和5年度第1回杉並区まちづくり景観審議会
日時		令和5年(2023)年8月21日(月) 午前10時～午前11時45分
会場		杉並区役所分庁舎4階 会議室A・B
出席者	委員	[学識経験者] 内田・田邊・尾谷・竹内・中村・松木 [区 民] 大倉・川越・佐藤
	説明員 (区)	[都市整備部] 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・都市整備部管理課長・都市企画担当課長・市街地整備課長・拠点整備担当課長・土木管理課長・みどり施策担当課長
傍聴	申請	0名
	結果	0名
配布資料		<p>◎次第 ◎委員名簿 ◎報告資料</p> <p>[報告]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 杉並区みどりの基本計画の改定に向けた取組について <ul style="list-style-type: none"> *資料 3-1：杉並区みどりの基本計画の改定に向けた取組について *別紙 3-2：令和4年度みどりの実態調査（概要版） 2. 杉並区景観計画の改定について <ul style="list-style-type: none"> *資料 4-1：杉並区景観計画の改定について *資料 4-2：杉並区景観計画の概要

令和5年度第1回杉並区まちづくり景観審議会

(午前10時00分 開会)

管理課長

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和5年度第1回杉並区まちづくり景観審議会を開催させていただきます。

本日は、お暑い中お集まりいただきありがとうございます。今日は暑い日なので、水分補給しながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日進行を務めさせていただきます都市整備部管理課長の三浦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。資料につきましては、先日お送りしておりますが、お手元にございますでしょうか。次第の裏面に本日の資料一覧を記載してございます。

まず次第がございます、資料1「議員名簿」、資料2「まちづくり景観審議会の概要」、資料3-1「杉並区みどりの基本計画の改定に向けた取組について」、資料3-2「令和4年度みどりの実態調査報告(概要版)」、資料4-1「杉並区景観計画の改定について」、資料4-2「杉並区景観計画の概要」、以上となります。落丁などございませんでしょうか。

また、席上に置かせていただいております資料箱についてですが、当審議会に関係します条例や規則、計画書、報告書、パンフレットなどをご用意しております。それぞれの説明は行いませませんが、ご審議の中で参考資料としてご活用いただければと存じます。なお、資料箱につきましては、次回審議会開催時にこちらで準備しますので、お持ち帰りいただく必要はございませんでよろしくお願ひいたします。

また、席上には委嘱状のほか「みどりのひと」の179号と180号をご配付しております。このパンフレットにつきましては、最後にご報告させていただきます。

それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。

まず委嘱式を行わせていただきます。本審議会は7月29日付で委員各位の改選がございました。今回は第8期まちづくり景観審議会の第1回目となりますので、初めに委嘱式を執り行います。

委員の皆様のお名前をご紹介しますので、一言ご挨拶をお願ひいたしま

す。

それでは、内田奈芳美委員です。

委員 内田です。埼玉大学で都市計画やまちづくりを教えております。どうぞよろしく願いいたします。

管理課長 続きまして、竹内智子委員です。土木担当部長の土肥野幸利でございます。
委員 千葉大学の竹内と申します。専門はランドスケープ、造園になります。よろしく願いいたします。

管理課長 続きまして、田邊学委員です。
委員 株式会社カラープランニングセンターの田邊でございます。私は景観の中でも色彩とか屋外広告物を専門にしております。どうぞよろしくお願いいたします。

管理課長 中村雅子委員です。
委員 よろしく願いいたします。杉並区在住・在勤で建築の設計を主として活動しています。どうぞお願いします。

管理課長 松木茂委員です。
委員 松木茂と申します。NPO法人杉並環境カウンセラー協議会の代表をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

管理課長 大倉素子委員です。
委員 区民委員の大倉と申します。フリーランスでカラーコーディネーターをしております。どうぞお願いします。

管理課長 川越敬之委員です。
委員 区民委員の川越敬之と申します。どうぞお願いします。中小企業診断士として商店街の支援活動等をしております。どうぞよろしくお願いします。

管理課長 佐藤義和委員です。
委員 どうも初めまして。佐藤と申します。今日からこの景観審議会に区民委員として参加させていただきます。

私は景観ということに対するデザインとか都市計画は一切勉強したことがないという本当にど素人の人間が、この場においていいのかという部分もありますが、区民として私は杉並区に30年近く住んでいますが、いろいろな声を聞くような立場というかそういうコミュニティに参加させていただいております。そういうところから、いい景観をつくって杉並区を東京都23区の中で一番いい区にしたいという熱い思いだけは持っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

管理課長 なお、神山藍委員は本日欠席となっております。また、尾谷恒治委員につきましては、少し遅れて来る予定となっております。

 委嘱につきましては、本来であれば区長から各委員に委嘱状をお渡しするところでございますが、時間の関係上、席上配付とさせていただきますのでご了承くださいますようお願いいたします。

 また、資料1の名簿に記載してございます今期の専門委員につきまして、お名前だけご紹介いたします。

 篠沢健太委員、中島直人委員、野澤康委員、村木美貴委員でございます。以上4名の方に専門委員を委嘱しております。

 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

 以上をもちまして、杉並区まちづくり景観審議会委員、専門委員の委嘱式を終了させていただきます。ありがとうございました。

 続きまして、説明員を都市整備部長より紹介いたします。

都市整備部長 皆様、改めまして都市整備部長の中辻と申します。本日は、お暑い中お越しいただきましてありがとうございます。

 それでは、私から区の職員を紹介させていただきます。着座にて失礼いたします。

 土木担当部長、土肥野幸利でございます。

土木担当部長 土肥野です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きまして、まちづくり担当部長の野口知希でございます。

まちづくり担当部長 野口です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きまして、進行を務めておりました都市整備部管理課長、三浦純悦でございます。

管理課長 三浦です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きまして、都市企画担当課長、中谷友哉でございます。

都市企画担当課長 中谷でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きまして、市街地整備課長、土田麻紀子でございます。

市街地整備課長 土田です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きまして、拠点整備担当課長、郡司洋介でございます。

拠点整備担当課長 郡司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きまして、土木管理課長、石森健でございます。

土木管理課長 石森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きます、みどり施策担当課長、吉野稔でございます。

みどり施策担当課長 吉野です。どうぞよろしく申し上げます。

都市整備部長 以上でございます。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

管理課長 今、尾谷委員がお見えになりましたので、早々ですけれども、一言ご挨拶をお願いいたします。

委員 遅くなりまして失礼いたしました。弁護士をしております尾谷と申します。私は弁護士として景観に関するものであるとか文化財であるとか、そういったものを15年ほど携わってきているご縁でこちらの委員をさせていただいているのかなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

管理課長 それでは、都市整備部長からご挨拶を申し上げます。

都市整備部長 改めまして私から一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま委嘱式がございましたが、今期から新たに委員としてご参加いただく皆様、さらには引き続き委員をお引き受けいただきました皆様、ぜひこの審議会の中で忌憚のないご意見といたしますか、杉並区として区民に誇れるまちづくりを進めていくためにお力をお貸しいただければと存じます。よろしく願いいたします。

ご承知のとおり、杉並区は昨年度、区長選挙によりまして岸本新区長が誕生いたしました。およそ1年たつわけですが、就任後の区政運営という意味では私ども職員としても大きく変わったと感じて進めてきたこの1年だと実感しております。

まず何よりも対話を重視するというところで、特にこの景観の分野というのもそうですが、まちづくりの分野においては区民の中に様々な意見がある中で、ともすればこれまで、区として、行政として、決めた計画を区民の皆さんにお伝えしていくと、そういう進め方で今まで来た。これは他の自治体も同様ではないのかと感じているところではありますが、それがこの1年間で、改めてまちづくりの各施策の進め方について職員がもう一度考え直す機会にしまして、区民の方々と対話を進める中でどういう方向に進んでいくべきなのかということを考える、そういう1年でございました。

本審議会におきましては、これまでも非常に活発なご審議が行われてきたと伺っているところでございますが、特にこの緑分野といたしますか、景観の分野の取り巻く環境は、昨今大きく変わってきております。また、環境問題という

ことで申し上げれば、区民の意識というのも数年前と大きく変わってきていると私どもは認識しております。

そうした中で、私どもといたしましてはこれから景観計画の改定を進めてまいるといってございますので、皆様方のご審議の中で様々やり取りいただきまして、貴重なご意見を頂く中で進めてまいりたいと思っておりますし、併せて区民の意見というものも、この計画の中にしっかり取り込んでいきたいと私どもは考えておりますので、闊達なご議論の上、この計画をまとめるご助力を頂ければと思います。

今期スタートいたしますが、何とぞよろしく願いいたします。

管理課長

続きまして、杉並区まちづくり景観審議会条例第4条第1項の規定に基づいて、当審議会の会長を互選いただきたく存じます。

進行は、私のほうで進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、進行を務めさせていただきます。

これより会長の互選を行います。会長の選出につきましては、先ほど申し上げましたとおり「会長は委員の互選により定める」と当審議会の条例で規定されてございます。

適任者につきまして、どなたかお名前を挙げていただけませんか。

松木委員どうぞ。

委員

本審議会の会長ですが、専門のご見識とこれまでのご経歴から内田委員がよろしいのではないかと考えております。

管理課長

ただいま、会長には内田委員を、との発言がございました。ほかにご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、ほかにご意見がないようですので、内田委員に会長をお願いしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは内田委員、杉並区まちづくり景観審議会会長をお引き受けいただけますでしょうか。

委員

承知いたしました。

管理課長

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

内田委員からご承諾を頂きましたので、杉並区まちづくり景観審議会会長をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

それでは、内田会長、会長席へお移り願います。

(内田委員、会長席へ移動)

それでは、内田会長より就任のご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、改めておはようございます。埼玉大学に勤めております内田と申します。会長に推薦いただいたということで、十分なお見識とおっしゃってくださったのですが、十分なお見識があるかどうか分かりませんが、杉並区は緑豊かな住環境を持つすばらしい景観を持っていると思いますので、これから景観計画の改定等、重要な役割もあると思いますので、皆様のご協力を頂ければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

管理課長 会長、ありがとうございました。

それでは内田会長、副会長の互選をお願いいたします。

会長 それでは、杉並区まちづくり景観審議会条例施行規則第4条に基づき、副会長の互選を行います。副会長についてですが、私からお名前を挙げてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

私からは田邊委員を推薦いたしますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、ご異議がないようですので、田邊委員、お引き受けいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、副会長は田邊委員に決定いたしましたので、田邊副会長、副会長席にご移動ください。

(田邊委員、副会長席へ移動)

一言ご挨拶をお願いします。

副会長 副会長に選任いただきました田邊と申します。改めてよろしくをお願いいたします。

私は景観分野でもニッチなほうを担当してまして、どちらかというと表の部分ですが、杉並区は当初の景観計画を策定する頃から、これはコンサルタントとして関わってまいりまして、この間、例えば職員の方と区民の方とワーク

ショップをしながら区の中を歩くとか、そういうこともやってきました。かれこれ20年ぐらいお付き合いがあります。

一方で景観審議会という立場では、専門部会の委員を長く務めさせていただいております。具体的なマンション開発などの案件を見てまいりましたので、そういう意味では具体的な計画とこちらの景観計画、ランドデザインと結びつける役割を仰せつかっているのかなと思っておりますので、微力ですがよろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。田邊副会長には会長職務代理の職も兼務いただくことといたします。田邊副会長、よろしくお願いたします。

それでは、私から各専門委員の紹介と部会長を指名いたします。資料1の名簿をご覧ください。

まず土地利用専門部会ですが、審議会委員からは尾谷恒治委員、中村雅子委員。専門委員からは野澤康委員、村木美貴委員にご就任いただきます。部会長は野澤委員を指名します。

続きまして景観専門部会ですが、審議会委員からは田邊学副会長、それから今日は欠席ですが神山藍委員。専門委員からは篠沢健太委員、中島直人委員にご就任いただきます。部会長は中島委員を指名いたします。

各専門委員には、審議会終了後、事務局からご連絡をお願いいたします。よろしくお願いたします。

管理課長 ありがとうございます。

それでは、今日の会議の成立についてご報告いたします。本日は神山委員から欠席のご連絡を頂いております。まちづくり景観審議会委員10名のうち、9名の委員が出席されていますので、まちづくり景観審議会は有効に成立してございます。

それでは、令和5年度第1回杉並区まちづくり景観審議会の開会を内田会長、お願いたします。

会長 これより令和5年度第1回杉並区まちづくり景観審議会を開会いたします。本日の傍聴はどのようになっていますか。

管理課長 本日は傍聴の申出がございません。

会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に事務局から説明がありますので、お願いたします。

管理課長

それでは、改選後で委員の入れ替えがありましたので、資料2を用いまして私から審議会の概要につきましてご説明させていただきます。資料2「まちづくり景観審議会の概要」を御覧ください。

このまちづくり景観審議会は、まちづくり条例と景観条例に基づきまして必要な事項を調査審議するために設けております区長の附属機関となっております。

委員の構成は、当審議会条例の規定によりまして区民委員3名、学識経験者7名の計10名となっております。任期は2年で連続して3期まで再任が可能となっております。

景観条例に基づく審議事項は資料に記載してございますが、景観計画の策定や改定、大規模建築物、公共施設の事前協議や届出に関する勧告・変更命令等の意見聴取、景観重要建造物、景観重要樹木の指定及び解除の意見聴取などを行っていただきます。

まちづくり条例に基づく審議事項ですが、まちづくり推進地区の指定とか地域住民で結成するまちづくり協議会の設置、大規模土地取引行為に関わる届出へ助言する場合の意見聴取などを行っていただきますが、その他まちづくり施策や景観に関連する区の施策につきましてご報告させていただき、ご意見を伺うこともございます。

さらに審議会では専門委員を設置してまして、専門的な事項を調査審議でき2つの部会がございます。土地利用専門部会、そして景観専門部会です。

土地利用専門部会では、当審議会の所管するまちづくり条例での審議事項に関わる土地の面積が5,000平方メートル以上の大規模土地利用の届出に関する事項を審議していただきます。また景観専門部会では、景観条例の審議事項に関わる大規模建築物や公共施設の整備に関する事前協議の案件を審議していただきます。

以上、簡単でございますが、まちづくり審議会の概要説明について終わらせていただきます。

会長

ありがとうございます。

皆さん、何か大丈夫ですか。これに関して。

ありがとうございます。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いします。

管理課長

本日の議題は報告事項が2件となっております。1件目は「杉並区みどり

の基本計画の改定に向けた取組について」です。もう1件は「杉並区景観計画の改定について」でございます。

会長 2件ですね。

それでは、初めに「杉並区みどりの基本計画の改定に向けた取組について」説明をお願いいたします。

みどり施策担当課長 私から資料3-1と資料3-2の実態調査の結果も含めて、ご報告させていただきます。

区では、平成22年に改定した杉並区みどりの基本計画に基づき、計画の将来像である「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」の実現に向けて、みどり施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。この間、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理や都市農地の計画的な保全の推進などを目的とした都市緑地法の改正があったほか、区においても令和4年度を始期とする杉並区基本構想・杉並区総合計画等を策定し、その下で、気候危機への対応、グリーンインフラの取組などを推進していくこととしたところであり、みどり施策を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。

こうした背景を踏まえ、本計画の改定に当たっての基本的な3つの考え方に従い取り組んでまいります。

1点目は、先ほど申し上げた都市緑地法改正に伴う公園等ストックの適正管理や生産緑地区内の緑地の保全についての内容を反映していく。

次に、杉並区基本構想に基づき「気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」の具現化の取組を盛り込む。

あと、グリーンインフラの考えなどを生かした、区民共通の財産であるみどりを将来にわたって守り、育て、増やしていく取組を反映していくという考え方に基づき改定に取り組んでまいります。

計画の位置づけにつきましては、記載のとおり都市緑地法、みどりの条例に基づく緑地の保全や緑化の推進に関する計画として位置づけ、杉並区基本構想で掲げる区の将来像「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向け、他の基本方針、計画等との整合を図りながら進めてまいります。

計画期間につきましては、基本構想及び総合計画と終期の整合性を図るため、令和12年度までとします。

ただし、長期にわたる「みどり」のビジョンとしての性格を併せ持つということで、目標年次につきましては平成22年の改定時に、区制100周年を念頭

に令和 14 年度としていくことについては引き継ぐこととしながら今後の検討の中でどうしていくかを考えてまいります。

また、まちづくりの進捗状況や社会変化に合わせて見直しを行う予定です。

改定の進め方につきましては、有識者及び公募区民等で構成する「みどりの基本計画検討委員会」を設置し、専門的な視点から助言等を得るとともに、区民等の意見提出手続やオープンハウス型懇談会等を実施するなどして、幅広い区民意見を反映した上で計画改定をする予定で、今後のスケジュールは、8月に基本計画検討委員会を開始し、年度内に5回開催した上で5月に素案をまとめ、7月から意見募集を図り、意見を反映した内容で来年の11月頃に計画改定の公表予定でございます。この間、都計審を含め、当審議会を含めてご意見も十分聞きながら進めていくという考え方です。

続きまして、資料3-2で、令和4年度の「みどりの実態調査」の結果が出ておりますので、内容について続けてご報告させていただきます。

今回の調査は、前回の調査同様、デジタル航空カメラの写真撮影による画像処理から緑被、樹林、屋上緑化を抽出し、全てをデジタル処理化してございます。一方、樹木、接道部緑化等は現地調査も併せて行い、現状を把握したところでございます。

調査対象区域は、杉並区全域3,406ヘクタール、調査期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までで、航空写真の撮影は令和4年6月19日に実施でございます。

調査結果の概要について概要版でご説明しますが、杉並区のみどりの現況ということで、今回の調査では緑被率21.99%ということで、前回の平成29年調査の21.77%より0.22ポイント増加してございます。増加の要因としては、区民のみどりの保全・創出活動の効用であるとか、各種多様な緑化技術の普及によったものと考えてございます。

みどりの基本計画における目標は25%ということで、1%が大体34ヘクタールということですので、桃井原っぱ公園が大体4ヘクタールですから、その約8.5倍の面積のみどりが1ポイント上昇させるには必要と考えてございます。

続いてみどり率ですが、今回の調査では23.17%ということで前回より0.31ポイント増加しております。これは都立高井戸公園の開設であるとか和田堀公園の区域拡張が主な要因ではないかと考えています。

次の屋上緑化につきましては、86,295 平方メートルということで前回より9,655 平方メートルほどの増加が確認されてございます。

資料の最後の面を御覧ください。接道部緑化率ですが、22.68%ということで、杉並区内接道部延長が1,989 キロメートルある中で約451 キロメートルが緑化されており、前回より1.9 ポイント減少しております。これは住宅の建て替え等に伴う敷地分割によって出入口や駐車場の総数及び延長が増えた結果、緑化用地が少なくなったことにより接道部の緑化率が減少したものと考えてございます。

次に樹木本数ですが、直径が90センチメートル以上の樹木は666本で、前回より76本減少してございます。

樹林につきましては、所有形態別に見た300平方キロメートル以上ある樹林は503か所、128.34ヘクタールございますが、前回の調査より減少してございます。

開いていただくと「空から見た杉並のみどり」という航空写真と緑被分布図を掲載してございます。

今後、みどりの基本計画改定の基礎資料として、現在ホームページ上で報告書を全て掲載してございますが、まだ印刷が完了してございませんので、印刷ができ次第またいずれ皆さんにお配りできればと考えてございます。

私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。今説明された内容について、ご意見、ご質問等ありましたらよろしく願います。

委員 どうもご説明ありがとうございました。

この資料等はホームページで見えていたのですが、杉並区が緑被率4位ということで結構高いなと思ってうれしく思っていた次第ですが、この実態調査の最終ページの「樹林」のところに、公園林とか屋敷林とか、それぞれ内訳を書いているのですが、総括の中にも書いてあって、公園林とか屋敷林とか農地をできるだけ住民の意識を高めてもらって保存してもらおうと、そういうふうに向けていきたいと考えていって、確かにそのとおりですし、協力がなくなかなか難しいので、相続とか税務上の問題を含めて、簡単には行かない面があると思うのです。そう考えると、非常に素人考えでいくと、こういう公園林とか公立学校林とか公共施設林とか、区とかの行政ががんばればある意味では比率を保てるような部分があるのですが、これを見ると残念ながら減ってしまっている

ので、この辺はいろいろ事情があると思うのですが、その事情となかなか簡単にはいかない原因があれば教えていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

みどり施策担当課長 今回公園林が大幅に減っている理由、大きくは、都市計画公園の面積自体、取得面積は増えているのですが、今整備中の場所が、例えば高井戸公園であったり和田堀の済美山の下の部分の調節池の部分の工事があつたりして、実際にみどりは減っていないが、300 平方メートル以上まとまった樹林としては減っているという意味合いですので、工事が完了してまたみどりが育っていけば回復される状況と私どもとしては考えております。

委員 そうすると実態的には減っているというほどの危機はないということですね

みどり施策担当課長 そうですね。ある面でいけば公園自体は増えていますので、ただ工事をしているところは木を移動したりとかして、広場ができたりして、草地が今回の緑被率の中で比較的多くて、ある面では工事中の箇所が、公園は拾っているところが多いと考えてございます。

委員 そうですか。それを聞いて安心しましたし、逆にいうと、みどりとか樹林を増やすのは、区がかなりコミットしてないかとなかなか難しい面もあるのでよろしくお願ひしたいと思った次第です。以上です。

会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。

委員 緑被率という非常に、みどりが多いほうがいいというのは、客観的に言うといいなと思うのですが、25%の目標という考え方は、どういうところから25%という数字が出てきているのか教えていただきたいです。

みどり施策担当課長 1つは、平成 11 年に最初のみどりの基本計画をつくったときのみどりの実数値である 20%を切る緑被率だったということで、当初の計画で目標数値を 20%に設定しています。その後、要は緑被率の調査技術が、先ほども言いましたように、デジタルで調査するようになってかなり細かく拾えるようになった結果、みどりの実態のこれを見ていただくと、平成 14 年の調査で、表面で緑被率の調査があるのですが、急激に増えているのは、結構小さいみどりまで拾える技術がある。この段階で 20%をクリアしたということが1つございます。

その上で次、20%を維持するのいろいろな論議がある中で、目標値を達成したので次の目標値をどうするかという中で、中途半端に 22%にするとか 23%にするという議論があつた中でいくと、例えば練馬区はみどり 30%を目標値

にしていますし、世田谷区はみどり率を 33%ということで、目標値をそれなりに高く掲げている関係で、当時の調査の進み具合でいくと、平成 14 年から平成 19 年にかけて減るようであれば設定の仕方をまた考えたかもしれないのですが、伸びていくという前提で 25%にした経緯はございます。

委員 分かりました。環境とかそういうお話もあるかと思えますし、みどりがあればCO₂も抑制という考え方もある部分、どこかが減るわけですよね、増やすということは何か犠牲になる。この円グラフでもあるように建物を減らすのか何かを減らすのかという限られた敷地の中で3%上げるということに対するリスクという部分は、景観上とかそういう部分において何かあって 25%という数字なのかと思ったものですから、そういう質問をさせていただきました。

土木担当部長 確かに、先ほど担当課長が言ったとおり当初の目標が 20%でした。それを回復するような緑被率になってきたというところがあるのですが、杉並区のみどりの実態調査の第1回は昭和 47 年に行っています。そのときは 24.02%という数値でございました。高度経済成長期のときに環境問題でだんだんみどりが減っているという状況の中で、基本計画の改定の際に、杉並らしい、以前の杉並に戻していこうというところがありましたので、高めというわけではないのですが 25%を目標という数値が出てきたという経過でございます。

委員 ありがとうございます。

会長 ほか、いかがでしょうか。

そうすると、緑被率の内訳として、昭和 47 年頃は農地とかが多くて 24%だったのがだんだん減少して、また復活したけれども、緑被率の内容としては変わってきたということなのですか。

みどり施策担当課長 そうです。

会長 屋上緑化等が増えたということですかね。

ほかよろしいですか、皆さん。

いろいろとご意見を頂きありがとうございます。では、これに関しては質疑を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして2件目「杉並区景観計画の改定について」説明をお願いいたします。

管理課長 それでは私から「杉並区景観計画の改定について」ご説明させていただきます。資料4-1をご覧ください。こちらは文書での資料になってございます。

この景観計画の改定につきましては、今年度、骨子案をお示ししましてご意

見を伺う予定としておりましたが、計画改定の時期を令和6年度に行うということにいたしました。

まずその理由についてですが、景観要素の1つであります「みどり」については、先ほどの説明もありましたが、実態調査の結果の報告にもありましたように、樹木・樹林が減少傾向にあり、景観面からもみどりの保全・創出を図る必要があること、そして地域において存在感のある樹木の伐採等につきまして住民運動が起きていることなど、みどりの保全に関して高い関心が寄せられていること、さらには景観と密接に関係のあります「みどりの基本計画」の改定との調整とか整合を図りながら計画を進めていく必要があることから計画改定を来年度に行うこととしました。

今年度は、現計画について様々な手法により区民からの意見を聴取しまして計画の素案づくりに反映できるよう進めてまいりたいと考えております。

今後の予定につきましては、区民意見を踏まえて計画改定の素案を作成し、できましたら当審議会のご意見などを記し、改定案を作成した後、来年の9月頃までに改定案を取りまとめて、来年度中に改定したいと考えておりますので、委員皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日は改選後の最初の審議会でございますので、現計画の概要について説明させていただきたいと思っております。資料4-2をご覧ください。

現計画につきましては、平成20年度に杉並区景観条例を制定しまして、その条例に基づき平成22年度に策定し、平成28年度に改定を行っております。

将来像は、100年後を見据えたみどり豊かな美しい住宅都市「杉並百年の景」としておりました、景観づくりの具体的な考え方を基本理念として4つ定めてございます。

景観特性としまして、住宅都市の要素を踏まえ、「生活的要素」「自然・歴史的要素」「公共的要素」の3つの要素を位置づけております。また、7つの地域別に区分してございまして、それぞれの地域の景観要素や方向性など景観特性を示しております。

次に中ほどになりますが、区では区内全域を景観計画区域として定めております。特に重点的に景観づくりを進める「景観形成重点地区」は、善福寺川、神田川、妙正寺川、玉川上水の川沿いを指定してございまして、水とみどりを一体的に連続させて、潤いや地域の歴史を感じられる景観形成を図ってまいります。

それ以外の景観づくりを進める「一般地域」では、住宅地系と商業地系の区域で方針を定めてございます。

それから資料の右のほうになります。区独自の取組としまして、3,000平方メートル以上の大規模建築物は、計画の早い段階から事前に協議を行いまして、良好な景観形成を推進していること。また、モデル地区における景観づくりの推進や景観づくりの普及啓発に取り組んでおります。

また、景観法に定める景観重要構造物や景観重要樹木、景観重要公共施設を指定しまして良好な景観の形成に配慮した整備を行ってございます。

以上、景観計画の改定についてと現計画の概要について説明させていただきました。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまご説明いただいた内容について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員 今、景観計画の概要それ自体に関する話ではなくて、その1つ前にお話をされていたことについて1点質問で、2点目は景観計画に関するものです。

令和6年度で計画改定という話があったのですが、その1つの理由として、反対運動というお話もあったかと思うのです。冒頭、部長からお話がありましたとおり、区民との対話を重視される新しい施策を区長がお考えということでは伺いたいのですが、今、住民から、恐らく大規模事業のほうなのだと思うのですが、具体的にどんな声が上がっているのか、事例として承知しているところがありましたら伺えたらと思っております。まずその点についてはいかがでしょうか。

管理課長 住民運動ということで、各地域で起きていることについては、建物の建築の計画が持ち上がりまして、その際に大きな樹木が伐採されるといったことがございまして、それについて樹木を保全してほしいというような署名活動とか、そういったことが起きている現状がございまして。

都市整備部長 補足よろしいですか。住民運動がこの計画改定の時期に影響したのかということでお聞きされたのかなというところがあったのですが、私どもの受け止めとしては、みどり、環境に対する区民の意識が、以前と比べてどんどん高くなっている。その1つの表れとして、そうした建築計画の中での樹木伐採に対する区民の声、そういう意識がどんどん高まっている状況下において、みどりの基本計画を今後見直していくと。そういう状況を踏まえて、この景観計画に

ついてもみどりの基本計画と歩調を合わせていく必要があるのではないかという
ことで当初の予定を1年先送りして令和6年度に向けて改定を進めたいとい
う、そういう趣旨でございます。

委員

分かりました。ありがとうございます。

今、具体例として何かおっしゃるのは適切ではないと思うので、お願いとし
ましては、今後この計画改定とか、あるいは大規模の場合だと事前協議とかが
あると思うのですが、その際に諮問いただくケースで、区民の声としてもし何
か具体的に上がっているものがあれば、資料としてお出しただけると、より
深い検討ができるのかなと思いましたが、その点だけお願いいたします。令
和6年度の改正の話についてはよく分かりました。ありがとうございます。

2点目ですが、杉並区の景観計画の概要というところで、平成28年度の改
正のときも私は委員をさせていただいて、そのときには景観重要構造物に関し
て荻外荘とか、そういったものについてお考えいただいたらどうかという話を
したところ、さっそくご検討いただいて、今こういう形で進んでいることはす
ごくうれしく思っています。

それで、私はもう1つ前回の計画のときには特に申し上げなかったのですが、
お考えとして伺いたいと思っていたのが、この真ん中の行為の規制に関する届
出制度がございまして、基本的にはご案内のとおり景観法あるいは景観条例と
いうのは、指導・勧告を中心としたゆるい公益性によっていると思います。
ただ、制度としては変更命令というものも一応用意されているところで、変更
命令という話になってくると、恐らく景観計画で区域を定めるだけでは足りな
くて、景観地区とかを設定するという必要が出てくると思うのですが、規制が
いいというわけではなくて、単にお考えを伺いたいのですが、場合によっては
変更命令みたいなものも出せるような景観地区の設定とかを考えていたり、こ
のエリアに関してはそういう形が望ましいと検討していたりする場所があるの
かどうかについて伺えたらと思っています。

管理課長

杉並区内で今後残しておきたい景観形成ができているようなところ、モデル
地区の推進というところで、例えば中杉通りの沿道とか、大田黒とか、そう
いったところを、良好な景観を守っていくということで指定はしているのです
が、杉並区としましては区内全域を計画区域として定めておりまして、規模の
大きい建築物は周辺環境とかに影響が大きいものですから、区内でもそういっ
た大規模なものは事前協議して、しっかりと基準等を踏まえて指導していき

いという考えであります。

特に重点的に良好な景観をつくっていかうということにつきましても、水とみどりの景観形成というところで重点地区として定めてございます。

都市整備部長

補足よろしいですか。今の視点というのは、今後の改正の議論の中で区民的な考え方というのを伺っていかなければいけないと思っています。

住民運動を一般的に捉えますと、総論的には賛成だけれども、自分の隣でそういう工事が行われること、自分が実施することについてはちょっと違う意見をお持ちになったりとか、そういう中で規制をするということになりますと、自分が住んでいるエリア以外のところ、もしくは自分が今後の建築計画に何か関わってくるようなことも考えられますので、そこは区民的な議論の中でどうしていくのが望ましいのか。

行政の一般的な立場でいいますと、細かく規制し過ぎないというのが基本だと思うのですが、このみどり、景観という分野、特にまちづくりという分野で考えますと、これまでのやり方というのが果たしてどうなったのかということをしっかり顧みたと、将来に向けては区民の皆さんはどう考えますかということと一緒に考えていかなければいけないと思っていますので、場合によってはそういうエリアを指定した上で、ここについてはほかのエリアとは違った形で協力をお願いしていくという選択肢も場合によってはあるのかなと、現時点では特段方向性が決まっているという問題はないということで補足させていただきます。

委員

分かりました。今お話を伺ってすごく思ったのは、行政としては広域的な観点から、個人の利害を超えた形で判断してかなければいけない場面はよく分かりますし、先ほど、資料箱にあります「しって すぎなみ」を拝見したのですが、杉並区の歴史を見ていたら「東京ごみ戦争」と書いてありまして、まさにこれも必要なのは分かるけれども、隣であってほしくないというところでいろいろとご苦労されたような経緯もありますので、おっしゃっていただいたことはとてもよく分かります。

あえてもう1つだけ私の問題意識を申し上げますと、どうしてもこの景観計画というものが基準法の関係法令という形で位置づけられていなくて、要するに6条の建築基準法に関連法令に入っていないということもございましたので、景観計画との適合性というものが建築確認制度とかと必ずしもリンクしていないということが問題意識としてございます。

かつ、景観計画はどうしても定量的なというか、定性的な定め方になってしまうので、どうしても、あるのだけれども、その整合性に関して十分顧みられないというケースがあったりするので、そういったことが起こることを想定されて、かつ望ましくないという場合には一応メニューとして変更命令という制度もありますので、そういったところも1つ考えてみてもいいのかなと思って伺った次第です。

委員

今の尾谷委員のご質問に関連してなのですが、平成28年に景観計画を改定しまして、その後、地味ではあるのですが、専門部会の運用の仕方が少し変わりました。

以前は専門部会に係った案件というのは、専門部会に意見をお伝えして、そのままの状況でした。私たちもそのリアクションが分からない状況でしたが、どのように対応するのかというのを「対応見込み報告書」で出させていただくようになりまして、そうすると事業者も公共施設側もゼロ回答で戻すわけにはいかないという認識がかなり強くなってきています。事実、従前はそういうものがたくさんありましたが、今は多分ゼロ回答で戻ってくるケースはないですし、そういう形で戻ってきた場合には、我々はもう一度差し戻して、これぐらいはできないかということをお願いしていますので、そういう意味で言うと、専門部会を開く意義というのがとても高まったのではないかと思います。

ぜひ区でもリクエストに対してどれくらいのリアクションがあったか、具体的に善処していただいたかというのを、きちんと統計的に整理して、恐らく100%に近いのではないかと思います。そういう実績が上がりつつあることをこういう場でもきちんとお伝えいただけるといいのかなと思います。

ご指摘のようにかなり柔軟性のある景観計画という制度ですので、言わばお願いですが、お願いをお願いだけで済ませないということであると、杉並区は都内でも割と頑張っているほうだと思いますので、ぜひそういうところを今後も続けていっていただければと思っています。

管理課長

今、副会長からお話がありましたように、専門部会ではそもそも細かく審議していただいているときに、いろいろな視点、意匠ですとか形態とか様々な視点でご意見を頂きまして、そのご意見につきまして対応をどうするかといったことを報告させていただいておりますので、こういった審議会の機会にどのくらい対応しているのかとか、先ほどもお話があったようなことをご報告させていただければと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

委員

という一方で、どうしても難しい部分がありまして、先ほど、みどりの実態調査の中で、大きな樹木、幹の直径が 90 センチメートル以上の樹木が 1 割以上減っているという状況なのですが、これが具体的な計画では、接道部に、例えばマンション開発などをすると自主管理歩道というものを造らなければいけなくて、一定程度セットバックをしなければいけないという制度があつて、敷地側に囲むように生えていた太い木がそこでばっさり切られてしまうというところがあります。

これは景観計画の改定だけではどうにもならない部分がありまして、景観とか区民の生活と考えると、自主管理歩道のような形で安全に歩ける歩道があるということはとても重要なことなのですが、敷地の周りにまっすぐな 1 メートルの道があることと、そこに太い木があつて、それが四季折々の豊かな景観をつくっていることをはかりにかけると、どちらが大切なのかを考えなければいけないところがあつて、ぜひそういう関連施策との連携をよく考えていただきたいのと、連携の中でできれば、難しい面もあると思いますが、柔軟に判断できるような制度にしていきたい。

基本的にはセットバックをしていただいて、歩道を整備していただくことは大事だと思いますが、そこにかかる太い木、景観に寄与しているようなものがあるときに、もう少し柔軟な対応ができるように区のほうでもご努力いただければと思います。

制度上そうなってしまうので、これは仕方ないと諦めてしまっているところがちょっと透けて見えるので、そこは何とか頑張っていただきたいなと思います。

都市整備部長

まさに副会長がおっしゃったとおりだと私も感じています。そうしたこともありまして、みどりの基本計画の改定と歩調を合わせた形で景観計画についてもしっかり考えていきたいと思っています。

先ほど住民運動がというところでもございましたが、これまで屋敷林、大きな樹木については、所有者の方もしくは地域の方に一部関わっていただいたりするのですが、所有者の方のご負担で今まで維持できてきた。ただ、その所有者の方の代が変わり相続がある中で、数百万円、数千万円という負担を個人の方がされていて、四季折々の景観、享受する側というのは地域に広くいるわけですが、必ずしもその方々が負担できていなかった、それは行政も含めてという意味だと捉えています。

そういう中で保護樹林も含め、こういう樹木、樹林を行政としてどう守っていく方法があるのか、その1つとして費用面、なかなか厳しくなっているのであれば、そうしたところについても今までの取組と同じでは今後維持できないという状況であれば、そうした面も行政としてしっかり考えていかなければならないと考えておりますので、そういうところもみどりの基本計画の中でしっかり議論した上で、今後、杉並区としてみどりをどう守り増やしていくのか、そこを区民的な議論を深めていきたいと考えております。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。

 ほかいかがでしょうか。

委員 杉並に在住、在勤の建築の立場として申し上げますと、たまたま私が住んでいる大宮二丁目という地域は風致地区になります。風致地区は皆さんご存じかどうかあれなのですが、道路からとか隣地からの建物のセットバックが条例でございます。道路から2メートル、隣地境界から1.5メートルという、風致地区条例2条という都市計画の東京都の条例で制定されています。

 そこに私は20年くらい住んでいて、経験上非常に大切だと思うのは、限られた住宅の土地の敷地面積ですから、そんな大きな高木は立てられないのですが、接道部の生け垣が非常に有効だということが、この20年身に染みて思っていて、私のところは非常に小さい所なのですが、2面道路に面していますから15メートルくらい生け垣があるのです。

 私の住んでいるところはほとんど8割くらい生け垣で、生け垣がいいのは、1つは防犯、要は敷地と建物、プライベートとパブリックを結ぶ中間の領域というのですか、生け垣が防犯上、非常に役に立っている。あとは要は完全に閉ざされているわけではなくて、建物の中からちょっと様子が分かる。例えば人が入っても絶対分かる。

 もう1つ、私のところでやっているのは、コンクリートに代わって、水を保水の例えば砂利だったり、防犯砂利に「ジャリジャリ」というものがありますが、あれを使っていらっしゃるお宅も多いのです。1つは防犯に役立つ。

 もう1つは、私たち建物専門家でいうと、コンクリートブロック、かつていろいろ事故があって倒れた経験があります。コンクリートブロックより生け垣のほうが安全上もいいだろうと。

 それと建物の基礎に対して非常にいいのです。要は非常に狭いところで昔な

がらの塀があつて建物があると土台に風が行かないので、基礎にとつても非常によくない。生け垣にすると、とたんに建物が健全に保全される。そういう経験を持っています。

3つ目はコミュニティづくりです。まちづくり景観審議会ということで、ぜひそういうコミュニティ、うちもそうなのですが、に生け垣の掃除をするのです。皆さん出てきて、20年も住むといろいろ会話がある。ちょっと特徴的なのは私の住んでいる大宮二丁目町会というのは町内会の活動が非常に活発で、昨年度も実は岸本区長も来られたぐらい、世帯数のうちの半分ぐらいの人が集まって防犯活動というのですかね、そういうのをやるのです。それくらい活発なのは、多分この生け垣というのが非常にポイントになっているのではないかと。

さっきみたいな生け垣の接道部の緑化率が22.6%に減っていますと聞いたので、ぜひそのような話をブロック塀の相談会などでちょっと紹介するとか、みどりの施策でもそんな話をちょっと紹介するなどして、杉並区は住宅都市ですから、住宅都市の接道部の生け垣を進めると少しプラスになるのではないかと、防犯と建物の保全とコミュニティ、その辺の視点も考えていただいたらどうかと、意見というか、よろしくお願いします。

会長 今のはご意見ということで。

委員 そうですね。そんなことが、もしブロック塀の担当の方とかいらっしゃれば、そのようなアドバイスなどもされるといいのではないかと。

土木担当部長 それでは、少し接道部の緑化の話がありましたので、私からお話しさせていただきます。

確かに生け垣とか道路空間というものは、ある意味公共の、皆さん共有の財産だと思うのです。目に映るみどりが増えると、それだけみどり豊かなまちという実感もできますので、私どもは接道部の緑化に力を入れているところです。

緑化計画の際には、やはり木を残す、あるいはそういう生け垣を造る、創出の部分で補助制度がありますよとか、あるいはブロック塀にするよりも災害時に安全ですよということも働きかけながらやっています。

生け垣もそうですが、接道部の緑化であれば私どもはいいと思っています。例えば植え込みでも可というところで、バリエーションを設けていますので、ぜひ活用していただきたいと思っております。

ただ、敷地の細分化という中では、出入口を造りたいというところで、もともとあったところが細切れになったために接道部の緑化が少なくなってきましたし

まっているのです。そういうことも課題ということもありますので、基本計画の改定に当たってその辺の課題と、そしてどんな施策を考えられるかということも念頭に置きながら議論していきたいと思います。ありがとうございました。

委員 造園の専門家の方もいらっしゃると思うので、手入れの楽な緑化もありますから、その辺り一緒にご説明してぜひ広げていただきたいと思います。

まちづくり担当部長 今、ブロック塀のお話もありましたが、運用上としても今あるブロック塀を何とかしたいという相談があるのです。ブロック塀の除却とか造り替えるときの補助制度とかもあって、実際には例えば除却をして、その後は接道部の緑化という方法もあります。それも助成もやっていますよという形で、部署間でも連携して一緒に相談するとか、2つの助成をうまく使ってやっていただくとか、そういったことも実際にやってきておりますので、引き続きそういったことを部署間でも連携してやっていきたいと思います。

会長 どうもありがとうございます。

竹内委員、どうぞ。

委員 ご説明ありがとうございます。私から2点意見があります。

1点目は「景観計画の改定について」の中で、みどりの基本計画を大きく変えていくのに沿って景観計画も変えていくと打ち出されていたことはすごくいいことだと思っていて、みどりを現場でやってもまちづくり全体に浸透していかない部分がすごく大きいので、ここで上位と言ったら何ですが、大きな方針としてまちづくりの上位に位置づけていただいて、これからそういう方向に持っていこうと打ち出されていたことはすごく画期的ですばらしいことだと思います。

実際に緑化を動かすとなると、緑化条例で公園部門みたいなところだけではなく、それこそ景観の届出でやるどころや開発許可でやるどころ、公共事業それぞれの発注する事業の中でみどりを保全していくこととか、いろいろな部署の現場に分かれるときに、どうしても上位のものが浸透していかないというところが多分課題としてどこの自治体もあると思いますので、このまちづくり景観審議会というかなり大きな、上位の部分で打ち出していたものをそれぞれの制度とか部署に浸透できるように組織体制も整えていただけるとすごくいいものになるのではないかと思います。それが1点。

2点目は、副会長や中村委員もおっしゃっていたり、先ほど中辻部長がおっしゃっていたように、いいものを伸ばすほうの予算措置とか、規制だけではな

く管理して今頑張っている市民の方へのサポートをする予算とか、補助をする予算とか、その辺りを現場で杉並の方とかすごくよくやっていらっしゃる方がいっぱいいらして、みどり部隊も頑張って新しい施策をやっているのですが、どうしてもボランティアでやっている部分が多かったり、地域でセミプロみたいな人がやってもほとんど手弁当でやっていることが多いのは、多分まちづくりの分野でも同じだと思うので、ぜひこの大きなところに位置づけて、今までの整備に投じた予算のほんの1%、2%でも構わないので、必ず工事とかの一定割合はそういったコーディネート予算に使うとか、何かそういうことをやっていただけると、区だけ頑張らなくても既にやっていらっしゃる区民の方をどんどんサポートしていくことで、規制だけではなくよいものを伸ばすほうに予算措置と、職員の配置も元の予算が少ないと職員が少なくなりがちなのですが、すごく大事なので、そちらをやる方も多く配置していただければと思います。

先ほどのデータを見て、民間施設林だけが全体で1.2ヘクタールも増えているのが私はすごくびっくりして、これはすごく財産でもあるとか、制度的で皆さん頑張ってきた役所の方と区民の方が頑張ってきたことなのではないかと思うので、この人たちが維持管理に困っている部分をサポートできるようなことを考えていただければと思います。

以上です。

管理課長

ご意見ありがとうございます。

最初のみどりの施策に関する組織体制といいますか、そういったことにつきましても、区としてはみどりは景観計画でも重要な要素、非常に大きくなっておりますので、みどりの基本計画との整合性を取ったり、調整しながら改定に向けて取り組んでいくこととなりますが、計画改定後のそういった組織体制についても対応できるように考えていきたいと思っております。

あと管理につきましては、確かに民有地の樹木も非常に大きなウェートを担ってございますので、今後それも検討課題と思っておりますが、維持管理をいかにやっていただくための施策として、区としてどういったことができるのかとか、そういった保全、新しくつくる、創出とかそういった部分も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

会長
委員

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

全く個人的なレベルの興味ということの質問で恐縮なのですが、各エリア、

市外、区外見ている、駅前の商店機能の活発化とか、住民を取り込むということで、結構タワーマンションができてはいるわけですが、杉並区でタワーマンションは見たことない気がするのですが、個人的には正直いってタワーマンションは功罪があるのだろうという中で、杉並区として、例えば大規模建物の申請を受けて、それがタワーマンションみたいなものが来た場合、何か基本的にはややネガティブなのですかね。場合によっては是々非々で考えるのだとか、何か基本的にそういう考え方はあるのでしょうか。これは個人的な興味で恐縮なのですが教えていただけますか。

都市整備部長

すごく難しいのですけれども、答えとしては特に持ち合わせていないということはありません。

ただ、タワーマンションだからとか、3階建てだからとか、ということではなく、その計画自体に地域の方々が理解していただけるような準備は進めていたきたいということで、制度上、届出が必要なものも当然ありますが、そこを超えた形で計画される事業者は事業者ですが、そこに入って住まわれる方、地域の方との関係がその後何年も続いていくわけですから、その計画を立てる段階から地域の方々としっかりコミュニケーションを取って、特に区長が代わったからというわけではないですが、しっかりその計画自体を具体的に説明して行く中で地域に受け入れられる計画をつくってもらいたいというのが行政の立場です。

ただ、例えば本当に大きなマンションができるということになりますと、その価格帯はどうか、価格帯によってはどういう所得の世帯の方が入られるのか、それによっては地域の保育園の需要はどうかとか、小学校の教室はどうなるのか。公共財として将来をどう見通していくのか、そういう準備が必要になってきますので、その辺りも対行政という意味でも丁寧に計画段階からコミュニケーションを取っていただく、そういうスタンスなのかなと思います。

ただ、地域の方の声を聞いていますと、今までのこの景観なり環境がマンションが建つことによって大きく変わると、その気持ちは十分理解するところではあるのですが、その土地をお持ちの方が相続なり、何かのタイミングで、そういう動きになるということは行政としてはいかんともしがたいといえますか、既存の制度の中で守るべきものは守る、そういう立場かなど。ちょっと答えになっていないと思うのですが。

委員

なかなか行政としては回答が難しいと思うのですが、せっかく大規模建物の

事前協議とかいろいろありますので、長期的に見れば少子化だとか建物も供給増になっていく中で、ロングスパンで進出していただくような、そういう気持ちがあるといいなと、これは全く個人的な興味でございます。よろしく願いします。

会長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

委員 先ほどの竹内委員のお話に関連してということになるのですが、景観条例を拝見していると、活動を既にされている区民に対してどういったことが条例上できるのかと見たところ、あまりなさそうだなというのがあったのです。

 具体的には第 25 条の支援という条項で「区長は、景観重要建造物の良好な景観の保存のために必要があると認めるときは、その所有者に対し技術的支援その他の措置を講じることができる」ということで、対象が景観重要建造物に限られてしまっているということがこの第 25 条の定めによるのかなと思っております。

 次に、第 27 条で表彰という制度がありまして、この表彰について「区長は、良好な景観づくりに寄与していると認める建築物、樹木、その他の施設等の所有者を表彰することができる」ということで、表彰になってくると、樹木、その他の施設等の所有者に関してはできるがサポーターというものが入っていないというところで、条例に書いてなくても計画に書けることもあると思うのですが、私が軽々言えるようなことでもないですが、必要とあれば条例の改正も少し視野に入れながら景観計画も検討していただけるといいのかなと私としては思ったところです。

 先ほどの竹内委員のご発言は私もすごく賛同するところがございまして、そういう区民の力を生かしたほうが、行政のリソースも限られているし、いいのかなと思ったところで、そういうことを申し上げました。

都市整備部長 ありがとうございます。当然、計画の中身によっては必要な条例規則の改正、もしくは要綱の改正は出てくるのかなと思います。

 支援の部分で申し上げますと、私が部長になる前、財政課長の歴が長くて、そういう補助金の予算をできれば抑えたいという立場だったのです。職場が変われば増やしたいと思うわけですが、行政のこれまでやってきた補助金の制度、それ自体も制度疲労を起こしているのかなというところがあります。もう何十年も前に決めたこの補助制度をずっと続けているのです。我々役所の人間というのは、やめますという言葉が非常に言いづらがると思いますか、一度始めた

制度はなかなかやめづらいというところがあります。

とはいえ、時代がこれだけ変わっている中で、その制度はもうそろそろ店じまいをして新しい制度に発展させていったほうがいいのではないかということ、を財政課長時代もよく伝えてはいたのですが、特にまちづくり分野に関しては様々な補助メニューがあって、それがまずしっかり伝わっているのかという課題もありながら、そこは発展させていくという意味でスクラップ・アンド・ビルドという考え方も一部に使いながら、重点的にそこは力を入れていくべきだということ、はしっかり予算措置をしていかなければいけないと私自身も感じておりますので、過去の財政課長の経験を生かして何とか獲得できるように、しっかりその辺りの助成制度全体で整理する中で考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員

それに関連して。財政課長のご経歴がということで伺いたいわけではなく、文化財の関係ですと、なかなか今この補助金がすごく大変なので、むしろ可能な範囲で税金を減免するような制度をすることによって、その所有者の負担を減らそうという対応をしているケースも多くなってきたのかなと思っております。

先ほど都市整備部長がおっしゃったとおり、所有者に負担を強いるというのは持続可能性がなくてすごくよくないと私も思っています。とはいえ、補助金が出せないとすれば、区民税とか区でコントロールできることを一定の事由がある場合には優遇するというのも、検討の一部として、ぜひ何かちょっとお考えいただけるとすごくいいのかなと思えました。

都市整備部長

まさにおっしゃるとおりなのですが、ここが23区の弱いところとして、固定資産税、都市計画税が都税になっている。都道府県税になっているのです。普通の自治体であれば市町村税ですので、市の裁量の中でそういう土地に関わる税を活用してインセンティブをつけるという選択肢もあるのですが、23区の場合はそれが取り得ないとなったときにどういう手法があるのか。まさに法的な専門家でいらっしゃいますので、いろいろアドバイスを頂ければ、そうしたアドバイスを参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

委員

先ほど言ったところが、いろいろと入り乱れてしまったので少しか修正なのですが、私が先ほど申し上げた景観地区ですが、その景観地区が制度的な担保として強制力があるというのは、是正命令ですね。先ほど変更命令と申し上げてしまったような気がするのですが、もし景観地区制度に違反した場合には

是正命令という手続がある。先ほど言った変更命令というのは、あくまで勧告に従わない場合には形態意匠制限の限りで変更命令というのが出せるというところで、概念で乱れがあったような気がしたので、念のため、先ほどの発言で何かおかしいと思ったときには今申し上げたところでご理解いただきけたらと思います。

会長 ありがとうございます。今のはよろしいですか。
都市整備部長 ちょっとまた、変更と是正の考え方が……。
委員 ちょっと前の発言なので、議事録を作っていただくときに確認をするぐらいの話です。用語が違ふと何の話をしているか分からないとなったときのために申し上げました。

会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

松木委員。

委員 私は環境のほうから発言させていただきます。

今、木材について、木材の需要を進めていこうというのが必要かと思っているのです。温暖化の問題があつて二酸化炭素の排出を制限していこうとしている。森林は大体50年たっているものが多くて、50年以上たつと二酸化炭素の吸収力が落ちてくるのです。ですから切ってしまうと新しく植林していくというのが森林の循環していくサイクルとしていいわけなのですが、ちょうどその時期になつていて、木造建築物をもっと造っていてもいいのではないかとということで今いろいろ言われております。

逆に木造建築物の技術の、建築家の人はよくご存じですが、私は専門ではありませんが、最近大変進んできまして、木造の高層建築物が造られています。11階建ての高層ビルを木造で造るという、そういう技術もできてきているわけなので、木材の利用を勧めて木造建築物を造っていく。木材は二酸化炭素を固定しているものですから、テレビなんかで森に木を植えるように都市に木造建築物を建てようとか、そういうものをちょっと某メーカーがやっていますが、木造建築物をして炭酸ガスを固定しておく1つの方法でもあると思うのです。

木造を使った建築物は、鉄筋コンクリートに比べて人にやさしいといひますか、非常に気持ち的にも素直になれるようなところがありまして、景観上もいいのではないかと申すのです。ですからこういう街中にもっと、例えば木造のビルとか、ああいうものを建てていくのも1つの景観として指針といひか、そういうのをつくってもいいのではないかと私は思つておひまして、この前、実

は杉並区でも森林環境譲与税の使い道について、これは財務課の方はご存じだ
と思うのですが、公共施設の提案を公募したというのがございまして、もう締
め切られましたが、うちの会からも提案させていただいたのですが、そういう
ことで木造建築物を建てていく、それに対する景観上、もちろんいいものを
造っていかないといけないと思いますし、公共建築物としても用途を考えて何
か造られるということは今後検討していただきたいと思っていますが、その辺
いかがでしょうか。

管理課長

貴重なご意見ありがとうございます。今、森林の管理の問題とか環境によい
樹木の保全とか、そういった部分の話は景観上も非常に有効的であると考
えております。

昨今、区でも先ほど言われた森林環境譲与税に使えるアイデアも区民から募
集して、今後投票していただくことをこれから行うわけですが、景観もグリー
ンインフラとかそういった活用も1つの要素だと思っておりますので、木造の
ビルとか、先ほどご意見としてありました、そういったことも可能になってき
ているということも踏まえて、今後そういった環境面についても景観の中で考
えていきたいと思っております。

拠点整備担当課長 昨年まで公共施設を造る側にいましたので、その形でお話しさせてもらえ
ばと思います。

これまで公共施設は大体鉄筋コンクリートが多くて、小さいものになると鉄
骨造が結構多かったのですが、ここ数年は学童クラブぐらいの小さい建物は木
造を結構やり始めております。小学校とか鉄筋コンクリートの建物に関しまし
ても、国産材だとか多摩産材、その辺で内装したり、学校だとロッカーとかそ
ういったものを使い始めています。

国産の木材の話、確かに景観の点もありますし温暖化対策とか環境対策
等もございまして、景観の中にどういうふうに木材の見た目のよさとか
景観上のよさについては検討していくべきかと思いますが、環境と景観、その
両方でどのようなことを書き込めていけるか、そこについては検討させてい
だきたいと思っております。

委員

ぜひ検討をお願いいたします。

会長

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

委員

難しいことはあまりよく分からないのですが、景観ということとちよつとず
れるかもしれませんが、結構ふとしたとしたところに感動があったり、例えば

神田川沿いに流れている川の橋の名前が非常に、「乙女橋」とか「しあわせ橋」とか、こういう名前だけでも橋に対する景観というか、何かそういうイメージ、目に見えるものは視覚的に非常に分かりやすいのですが、自分がふと気づくことに対する、こういうネーミングとか、杉並区は今いろいろと、横断歩道の前にイルカの絵で止まれとか書いてあったり、結構いろいろな工夫をされていて、道路に対してもそういう動物とか子どもたちは非常に喜ぶようなポイントがあることで景観、視点が結構変わる。

みどりも大事だと思ふ部分と、例えば大きな木に杉並らしい名前をつけるてあげるとか、何かそういうことによって区民的な立場からするとすごく愛着が湧き、その木を大事にしよう、その橋を地元の橋にしよう、何かそういう物とネーミング、そのようなことも含めて杉並区の歴史がそれをつくってきて今があると思う。

そのよさというものをどうやって継承していくか。新しくつくったりいいものをつくるということはみんな当たり前のように言うのですが、いいものをつくったときにデメリットもあつたり、ある人が私に言ったのですが、歩道橋がなくなったら景観がすごくよくなったと言う杉並区民がいたのです。今まであの歩道橋があることによって、でも、歩道橋は安全面でも大事な、杉並区は23区の中で平均寿命が一番高い区、男子も女子も東京都の中で。そうして見ると、老人でも歩道橋を渡っている人がいるかというところから含めて、先ほども言われましたが、壊してみてもいいものと守るべきものを、歴史もあるしこれからいろいろ議論もあると思うのですが、その辺が杉並区らしい考え方を、先ほどからずっと言われているように区長がコミュニケーションを本当に大事にする方なので、そういう関わり方という考え方も、景観というとみどりが大事、みどりを25%つくといい。でも枯れた葉をいっぱい拾っているボランティアの活動の方々も結構大変ではないですか、落葉樹とか針葉樹とか。

そういうことを見ると、何かいい点を、橋の名前1つにしても、そういうこと1つ1つにしても杉並区の行政がいろいろな考え方で起こしてきたことが意外と景観にもつながっていたり、子どもたちには非常にいい、何かそんなようなことも含めて、そういう視点でも私は区民の立場としていろいろな場で意見を言わせていただきたいと思ひますし、守るべきものと杉並区らしいという、この「らしい」というものは何かという景観を、いろいろコミュニケーション

できればいいかなと意見として思っただけで伝えさせていただきました。

会長

ありがとうございます。今のことに対してご返答ありますか。

土木担当部長

区内には123橋ありまして、それぞれのその場所だっぴりに応じた名前がついているのですが、1つは歴史的な部分もありますけれども、橋のネーミングとなると、例えば人それぞれの言い方が違うので、どうまとめ上げていくかという部分もあるかと思うのですけれども、ただそれによって愛着が生まれるものであれば、何か工夫の余地はあるのかなという気がします。

また、昔と違って今見える景色が変わっているかもしれないので、そこが何とかスポットになるというのであれば考えてみる余地もあるのかなと思いますが、今頂いた意見については参考とさせていただきます。

会長

ありがとうございます。

都市整備部長

少しだけ補足で、まさにおっしゃっていただいたとおり、将来の杉並区をどうしたいのか、そういうことを考える機会をなるべく多くの方に持ってもらいたいと思っています。

コミュニケーションを取る場を設けても興味ある方だけがいらして、その方たちだけが議論してというよりも、なるべく多くの方に自分事として、例えば杉並区の景観の将来について考えてもらう、そういう1つの機会としてもこの計画の改定はいいタイミングだと思いますので、なるべく多くの方にこういう取組を知っていただいて、自分事として捉えていただいて何かしらご意見を頂いて、杉並区に愛着を持ってもらえるような、そういう改定にしていきたいと思っています。ありがとうございます。

委員

やはりマイノリティの意見を大事にしていくというか、身体障害者の方とか本当に何が、景観よりも動きやすい道のほうがいいという意見もあると思います。一長一短あると思って、そういう難しいことはあるかと思いますが、私が言いたいことは、いいものはいいと区民にどんどん伝えていくことも大事かなと。どちらかというとながティブな意見ばかりが聞こえてしまうけれども、いい意見を言っている方が結構いるので、そういう方の意見も守っていききたいと思っています。

会長

ありがとうございます。ネーミング自体がそのものというよりは、愛着と景観はすごく大事な関係があるのですよね。だからおっしゃっていることはすごくよく分かります。

部長さんがおっしゃったこともそうだなと思うのですが、区民からの意見聴

取と1行さらりと書かれているのですが、これは私からの質問ですが、具体的にはどういうことを想定されているのかもうちよっつとご説明いただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

管理課長

具体的に決まってははいませんが、考えているのは区民全体に意見を聞きたいということが1つ思っております、この現計画に対してまずお示しして、例えばインターネットを使って区民全体に調査ですとか、今、区民と区長の対話集会みたいなのをやっております、そういったことも1つかなと今考えながら、これから進めていきたいと思っております。

都市整備部長

補足させてください。意見聴取といいますと、条例上、パブコメの手続が云々というのはあるのですが、1つ、計画案をつくるに当たっていろいろな方々の声をお聞きしたいと。ですから計画案をつくったものに対して意見をもらうというよりも、形をつくっていくに当たって様々な意見を頂きたいということで、1つは無作為抽出の区民の方々にアンケートをする。その間、ほかの計画等で行っているのは、そのアンケートを実施した無作為の方に、区長と直接対話できる会を予定しているのですが参加してくれないかという希望も同時に取って、希望される方に集まっていただいて特定のテーマで区長と区民がざくばらんに意見を交換する。そこで出された意見、そうしたものも直接今後の計画に生かしていく、そういう手続は当然取っていく必要があると思えますし、地域によって景観の特色があるのであれば、その7地域ごとに個別にやっていけることはないのか、そうしたことも含めて今後具体的には検討していきたいと思えますが、いろいろなチャンネルを使いながら区民の皆さんの声というのを計画化する前の段階からしっかり持っていきたいなと、そういう思いでおります。

会長

ありがとうございます。対話のプロセス自体は愛着につながると思っていますので、そういった意味でやり方の工夫はあるだろうなと、いつも苦勞していることではありますけれども、その辺りも細かく考えていただけるといいなと聞いていて思いました。

ほかいかがですか。

委員

それに附属して、アンケート調査とか、それからパブコメもそうですが、比較的声の大きい人とか、さっき言ったある程度常連の方とか結構意見が偏ってしまう可能性もあるのではないかと、そういうことで言うと広くという中で。

それから、先ほど佐藤委員もおっしゃっていましたが、マイノリティの意見

という意味で、無作為抽出のアンケートもそうだと思うのですが、多分それは年齢別だとか属性別で、いろいろなセグメントを切って最終的に結果を判断すると思うのですが、その段階で母集団になったものが杉並区の中でマジョリティもカバーしているし、それからマイノリティもカバーしているのかどうかということで、その辺の抽出されたアンケートに偏りが無いかどうか、その辺を注意していただくと、より上がってくる意見に多様性もあるし、思わぬ気づかなかった点が意見として上がってくるかもしれないし、もしそういうのがなければ逆に出張っていった意見を聞いてきていただくとか、そうすることでできるだけ広くいろいろな方から意見を聴取できるような仕組み、そういうものも併せて検討いただけたらありがたいかと、今話を聞いていて思いました。よろしくをお願いします。

会長 おっしゃるとおりだと思います。ふだん行きたくても来られない方とか、そういう方から話をどう聞くかというのは、これから先の、将来の杉並を考えるという意味で、特に会社に勤務している世代、ふだんこういうものに参加しにくい方々、どのようにそこから意見を集めるかというところをご考慮いただければ。

都市整備部長 無作為抽出、57万区民をベースに考えると、統計学的な有意性という点では2,000ぐらい取れば、おおよそ母数としてはいいだろうと言われています。

そのほかにも、おっしゃったとおりマイノリティの方、障害者団体の方には当然個別に話を伺いに行きますし、今、区で検討しているのは子どもの権利条例というものを考えています。子どもたちはどう考えているのだろうと。子どもの意見表明の場としては学校があつたりしますが、とにかくこういう計画に子どもの意見はダイレクトには入りづらい。そういう仕掛けをどのように考えていけるのか、そういうところもしっかり考えていきたいと思っていますので、偏りなく幅広く少数の方の意見もしっかりお聞きしたい。そのように考えております。

会長 お子さんたちがどういう景観を原風景として考えているのか知りたいですね。どういうものを大切に思っているのか各世代から集めていただけるといいと思います。よろしくをお願いします。

ほかいかがでしょうか。

委員 先ほど、都市整備部長から7地域とお話があつて、ちょうど今日頂いたこの杉並区景観計画の概要の左下に7地域のちょっとさらっとした地区が載ってい

まして、いつも我々話題になるのですが7地域の地域分けがちょっとはなマークで、要は7地域の集会もこの間区長とやっていたらしゃいましたが、具体的に杉並区は恐らく川、今日の航空地図でも分かるように、ちょうど中央に善福寺川が流れていて、北側に妙正寺川があって、南側に神田川。川とみどりが1番のポイントになるのではないかと。ですから、例えば阿佐谷とか荻窪というのは北は中央線で、南は井の頭線という全く違う景観、景観という意味ですよ、感覚を持っています、ぜひ、この三本川と、あとは中央線という線路と上は西武新宿線、下は井の頭線、恐らくそういうくくりで景観条例を考えていただいたほうがいいのではないかと常々思っているのです、その辺りのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

管理課長

今ご意見頂きました7地域、これは基本的に各駅周辺とかそういう区割りで考えてやっているところもあるのですが、都市整備部門の上位計画であるまちづくり基本方針を昨年度策定しまして、そのまちづくり基本方針の中でも地域ごとに取り組む方針を定めております。そういったものも関連性が当然ありますので、併せて計画を策定していきたいということでこうなっております。

ただ、今のご意見も踏まえて、確かに川沿いにしても善福寺川と神田川ですと環境も整備の状況も違いますので、風景も違ったりしていますので、そういったご意見を参考に、今後していきたいと思います。

都市整備部長

7地域なのですが、あくまで行政側が区分けをした7地域でして、昔は出張所がこの地域ごとに置かれていたのです。その地域ごとに施設のバランスだとかそういうものを見ながら整備を進めてきたという行政上の区割りでしかありません。ですから、委員がおっしゃいましたように、景観問題を考えるときは必ずしもこの地域にしばられる必要はないのではないかと、確かに私もそうだなと思いました。

ただ、区民のご意見を伺ったりする際は、地域ごとに意見が結構変わったりということもあるのです。ですから、その地域の中の施設であったり、景観だけでなくこれまで進めてきた行政の様々な行政サービスといいますか、そういうものも同じ地域にお住まいの方々ですとこういう意見があるとか、そういう地域性というものを見るときに非常に参考になるということもありましたので、意見を伺う際の例えばの地域性という意味ではこの7地域ということでお話ししましたが、おっしゃいましたように河川で区切ってみるといいうのも、今後この景観だけではなくて、みどりの話もそうですが、そういう分け方でご意見を

伺うと何か特色が出てくるのか、施策により具体性を持った意見が出てくるのか、そこは非常にいいご意見だと思いますので、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。
では、皆さんからご意見を頂きましてありがとうございます。
では、これで質疑を終了いたします。
本日は報告案件という形になっていますので、これで議事は終了になります。
最後に事務局から連絡事項がありますのでお願いいたします。

管理課長 本日は貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。頂いたご意見を踏まえまして今後取組を進めさせていただきたいと思っております。

 今回の審議会の開催は、日程等まだ決まっておきませんが、日程が決まり次第改めてご連絡させていただきます。

 また、冒頭にお知らせしました「みどりとひと」のパンフレットですが、これにつきましてみどり施策担当課長から説明をお願いします。概要のほうをお願いします。

みどり施策担当課長 みどりの関係で行くと、みどりの普及啓発の一環として年に2回「みどりとひと」という広報紙という形でお配りさせていただいております。

 1面と2面につきましては、区民ボランティアの方と一緒に紙面の構成なり内容をさせていただいて、区からのお知らせだけではなくて、区民の方により伝えやすいようなみどりの広報紙ということでもさせていただいて、179号には杉並景観録の第28号も一緒にとじさせていただいております。景観の普及啓発も含めてみどりのほうで連絡会までやらせていただいているので、「みどりとひと」と併せてお知らせしているという経緯と、それぞれイベントあったりとか、裏面はみどりの相談所の方に植物の育て方あるいは情報等を載せさせていただいて、ボランティアの募集もさせていただいているという内容でございます。

 細かいところは見ていただいて、何かあればお聞きいただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

会長 ありがとうございます。よろしいですか、皆さん。

管理課長 事務局からの報告は以上となります。

会長 ありがとうございました。

 本日は会議の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。これで

令和5年度第1回杉並区まちづくり景観審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午前11時45分 閉会)